

令和 6 年 5 月 9 日

各 位

第二種優先株式の取得および消却に関するお知らせ

当行は、令和 6 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当行の定款第 7 条の 2 の規定及び会社法第 178 条に基づき、株式会社整理回収機構にお引き受けいただいております公的資金に係る第二種優先株式（以下、「本優先株式」という。）に関しまして、下記のとおり自己株式の取得および消却を決議し、本日、関係当局の承認をいただきましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式（本優先株式）取得の理由

当行は、平成 21 年 12 月 28 日の本優先株式発行以降、経営強化計画に基づき、お客さまの本業支援や経営改善・事業再生支援、および資産形成支援に全行的・継続的に取り組む「TOWAお客様応援活動」をビジネスモデルとして、主に地域の中小規模事業者等に対する貸出の増加に取り組むなど、金融仲介機能を発揮することで地域経済の活性化や発展に貢献するとともに、収益力の強化および企業価値の向上を図ってまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は令和 6 年 3 月末時点で 719 億円まで積み上がっており、本優先株式の取得に必要な額を確保できていることから、この度、本優先株式の全部である 7,500,000 株を自己株式として取得のうえ消却し、公的資金を返済することを決定いたしました。

今後も、当行のビジネスモデルである「TOWAお客様応援活動」を全行的、継続的に取り組むことで、金融仲介機能を一層発揮し、地域の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

2. 自己株式（本優先株式）取得および消却の内容

(ア) 取得する株式の種類	第二種優先株式
(イ) 取得する株式の数	7,500,000 株
(ウ) 株式の取得対価の内容	金銭
(エ) 1 株あたりの取得価額	2,171 円 80 銭
(オ) 株式の取得価額の総額	16,288,500,000 円
(カ) 取得先	株式会社整理回収機構
(キ) 取得・消却予定日	令和 6 年 5 月 14 日

3. 取得先の概要

(ア) 名称	株式会社整理回収機構
(イ) 所在地	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
(ウ) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 本田 守弘
(エ) 事業内容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取りなど
(オ) 資本金	120億円
(カ) 設立年月日	平成8年7月26日
(キ) 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
(ク) 当行と取得先の関係	
資本関係	取得の相手方は、本優先株式7,500,000株を所有しております。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	預金取引を行っております。
関連当事者への 該当状況	該当事項はございません。

(ご参考)

1. 本優先株式の概要

(ア) 発行日	平成21年12月28日
(イ) 1株あたり払込金額	2,000円
(ウ) 当初発行株式数	17,500,000株
(エ) 取得価額	699円 (令和6年5月9日現在)
(オ) 下限取得価額	412円
(カ) 取得請求期間	平成22年12月29日から令和6年12月28日まで
(キ) 一斉取得日	令和6年12月29日

本優先株式は、平成29年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、上記は当該株式併合を考慮し記載しております。

2. 発行済株式総数 (令和6年5月14日消却実施後)

(1) 普通株式数	37,180,273株
(2) 本優先株式数	0株
合計	37,180,273株

3. 自己資本比率への影響

本消却により、連結自己資本比率について1.31%程度、単体自己資本比率についても1.32%程度の低下となる見込みです。(消却後の自己資本比率は連結で8.75%程度、単体で8.73%程度となる見込みです。)

以 上